

## 高岡市教育委員会共催等に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するにあたり、高岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、共催又は後援（以下「共催等」という。）をする場合の基準及び事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 教育委員会が主催者の一部となって事業等の企画又は実施を行い、かつ、当該事業等の実施について経費及び責任の一部を分担すること。
- (2) 後援 教育委員会が事業等の趣旨に賛同し、経費の負担を伴わず奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援すること。

### (名義)

第3条 教育委員会が共催等について使用を承認する名義は、「高岡市教育委員会」とする。

### (承認対象団体)

第4条 共催等の対象となる団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 教育機関及び教育研究機関
- (3) 公益法人及びこれに準ずる公共団体
- (4) 教育、文化及びスポーツ団体並びに学術研究団体
- (5) 新聞社、放送局等の報道機関
- (6) その他教育委員会が適当と認めたもの

### (申請依頼)

第5条 教育委員会の共催等を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）は、原則として事業等を実施する30日前までに共催等申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

### (承認基準)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、共催等の承認をするものとする。

- (1) 教育委員会の施策の推進に寄与すると認められる事業等であること。
- (2) 原則として、広く市民参加を対象とした事業等であること。
- (3) 事業計画が明確で、事業等の遂行能力が十分であると認められるものであること。
- (4) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。

- (5) 営利を目的とする事業等でないこと。
- (6) 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。
- (7) 教育の政治的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (8) 教育の宗教的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (9) 教育行政の運営に関する一般方針に反する事業等でないこと。
- (10) 教育委員会が共催等をする意義があると認められるものであること。

(承認の決定等)

第7条 教育委員会は、第5条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、前条に規定する基準に該当すると認めるときは共催等承認通知書(第2号様式)により、該当しないと認めるときは共催等不承認通知書(第3号様式)により承認の可否を申請団体に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等の責任において処理を行うこと。
- (2) 事業計画を変更又は中止する場合には速やかに共催等変更申請書(第4号様式)を提出すること
- (3) 原則として、事業等の終了後は速やかに共催等事業実施報告書(第7号様式)を提出すること
- (4) その他必要な事項

(事業計画の変更等)

第8条 前条の規定により承認を受けた申請団体(以下「承認団体」という。)は、承認を受けた後に事業計画を変更又は中止をしようとするときは、当該変更又は中止の内容を記載した書類を添えて、共催等変更申請書(第4号様式)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、第6条に規定する基準に該当すると認めるときは共催等変更承認通知書(第5号様式)により、該当しないと認めるときは共催等変更不承認通知書(第6号様式)により承認の可否を承認団体へ通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により承認をする場合において、第7条の規定により承認に付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第9条 承認団体は、原則として事業等が終了したときは、共催等事業実施報告書(第7号様式)に事業等の内容が明確に把握できる書類を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 教育委員会は、承認団体が次のいずれかに該当した場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 第6条に掲げる基準に適合しないと認めたとき。
- (2) 承認団体が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。

- (3) 共催等依頼申請書又は添付書類に虚偽の記載があると認めるとき。
  - (4) その他教育委員会が取り消す必要があると認めるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、共催等取消通知書(第8号様式)により承認団体に通知するものとする。

(事務担当課)

第11条 共催等に関する承認事務は、当該共催等に係る事業等を所掌する課等が行うものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項に関しては、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。